

適時調査対策研修会開催のご案内

「最新！適時調査対策 『どうしてもお伝えしたい、施設基準、届出医療の管理方法』」

主催：三重県保険医協会

施設基準を届け出た上で算定する診療報酬の点数は、新設や引き上げられる点数を算定する際に、厚生局へ医療機関の責任で届出が必要であり、その後も施設基準を満たし続ける必要があります。そのチェックの一つに「適時調査」が位置づけられており、適時調査は届出後その医療機関に対して原則年1回実施することとなっています。このため、個別指導とともに適時調査も念頭において対応する必要があります。特に入院基本料を算定している病院では個別指導よりも適時調査の返還金が多いことも全国的に問題となっています。この度、三重県保険医協会では、適時調査対策のスペシャリストとも言える花山弘氏を迎えて、下記の日程で【適時調査対策研修会】を開催致します。是非、ご参加ください。

【日時】2019年1月31日（木）14:00～16:30（質疑応答含む）

【場所】三重県総合博物館（M i e M u : みえむ）

（三重県津市一身田上津部田3060 TEL :059-228-2283（代表））

【講師】花山 弘氏（京都府保険医協会事務局長）

【参加対象】医師、歯科医師、事務長、医療機関スタッフ等

【参加費】無料

【定員】70名（1医療機関5名まで）

【テキスト代】3,000円（2冊目以降は定価）※定価：6,000円

※当日は、「届出医療等の活用と留意点―施設基準・人員基準等の手引き―（2018年度～2019年度版）」をテキストに使用します。1医療機関で1冊は必ずご購入をお願い致します。既にご購入済の場合は、当日ご持参ください。

【申込方法】FAX送信（059-225-1088）またはTEL（059-225-1071）にてお申し込みください。



＜講師からのメッセージ＞

2018年度診療報酬改定に伴い、適時調査の実施方法も若干変更されています。大きな変更点は、当日準備書類が、前日の通知から1カ月前の通知に、また適時調査の実施要領が、調査票を含めて公開されたことです。公開されたことはよいことですが、1000頁を超える膨大な資料となっています。

そこで本研修会では、「最新！適時調査対策『どうしてもお伝えしたい、施設基準、届出医療の管理方法』」と題し、適時調査の変更点や公開された資料も紹介しながら、適時調査に備え、入院料を含む、届出医療の日常管理について、ポイントを押さえて解説させていただく予定です。

-----キ-----リ-----十-----リ-----線-----

三重県保険医協会への通知票（059-225-1088 へのFAX送信用）

■2019年1月31日（木）開催の「適時調査対策研修会」に____名参加申し込みます。

参加者内訳：医師（ ）名 歯科医師（ ）名 事務長（ ）名 その他（ ）名

■書籍「届出医療等の活用と留意点」を____冊注文します。

※当日、会場受付で代表者の方に一括で販売致します。

代表者氏名

医療機関名

TEL ()

